

## 鳥取県告示第 291 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日  
平成 20 年 3 月 25 日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号  
株式会社高橋組  
米子市愛宕町 11-4  
代表取締役 高橋 律夫  
鳥取県知事許可（般-18）第 6481 号
- 3 処分の内容  
建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社高橋組は、平成 18 年 6 月 22 日付けの建設業許可申請において、虚偽の営業所所在地を記載した許可申請書を提出し、同年 7 月 19 日に法第 3 条第 1 項の許可を受けた。  
このことが、法第 29 条第 1 項第 5 号に該当する。